

指名停止情報

令和8年2月5日現在

商号又は名称	地域 区分	指名停止期間			指名停止理由
		措置開始日	措置終了日	月数	
株式会社トーニチコンサルタント	県外	R8.1.13	R8.4.12	3か月	<p>株式会社トーニチコンサルタントは、他社と共同して、特定跨線橋点検等業務について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、特定跨線橋点検等業務の取引分野における競争を実質的に制限するなど、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた（令和7年12月19日公正取引委員会より公表）。なお、株式会社トーニチコンサルタントは、同法第7条の2に基づく課徴金納付命令について、同法第7条の4に基づき課徴金減免制度適用を受けた。</p> <p>上記のことが、新庄市競争入札参加資格者指名停止要綱別表指名停止基準第12号（独占禁止法違反行為）に該当すると認められるので、当該業者に対し、左記により指名停止の措置を行う。</p>